

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	令和3年度第1回瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
開催日時	令和3年10月7日(木曜日) 午後7時00分から午後9時15分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議題	(1) 中間答申及び昨年度の振り返りについて (2) まちづくり基本条例の見直しについて (3) その他
出席委員 欠席委員	【出席委員】 会長 益川浩一、副会長 市橋優一、 大塚崇斗、北川康秀、澤田 誠、所 仁史、豊田英二、 永井恵子、野村 喬、広瀬博敏、森 大智、若園永鐘、 渡邊昭博 【欠席委員】 岩菅和生、辻 正益
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	<u>開会</u> <u>委嘱状交付(委員交代者のみ)</u> <u>会長あいさつ</u> <u>企画部長あいさつ</u>

【審議案件】

(1) 中間答申及び昨年度の振り返りについて

会 長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 「中間答申及び昨年度の振り返り」について説明)

会 長 昨年度の会議から月日が経過し、また、委員の交代等もあり、事務局から昨年度の会議の内容や中間答申に向けた委員からの意見、また、今後どのような日程で進めていくのか等について説明がありました。

昨年度の諮問で「子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加」を含めた条文の見直しに加え、中間支援組織の立ち上げについても、我々に諮問されておりますので、この2点を重点的に今年度は審議していきたいと思います。また、事務局からポイントを絞って審議してはどうかという提案がありましたがいかがでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 皆様から同意をいただきましたので今年度の会議からはできるだけポイントを絞って進めていきたいと思います。それでは、今回は子どもたちの参画機会の保障について審議したいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

(事務局 「子どもたちの参画の機会の保障」について、他市町の条例の照会を中心に説明)

会 長 瑞穂市の現状の条例では、市民の中に子どもを含めて考えていますが、他市町の事例でもあり、瑞穂市でも子どもにスポットをあてた条例の見直しがあればと考えております。

また、「児童の権利に関する条約」ということで国際条約の全文を事務局に資料として用意していただきました。日本もこの条約に批准し、遵守していくこととなっておりますが、特に第3条第1項の「児童の最善の利益の考慮」と、第12条第1項の「自由に自己の意見を表明する権利を確保する。」とされており、国際的にみても子どもの参画、権利保障が謳われております。日本でも子ども省、子ども庁などの子どもを核とした総合政策化の動きもあり、このような動きを先取りする形で進めていければと思います。

委 員 ご紹介いただいた他市町の事例の中で、条例に基づいて実施されている事業等がありますか？

	事務局 基本的には理念条例であり、具体的なイベントとどのようにリンクしているのかは他市町のことで説明できませんが、行事を計画する中で念頭にあると考えます。 委 員 分かりました。子どもたちの権利、参画について、大人達だけの考えで進めてもよいのか？子どもたちの意見を聞かなくてもよいのか？ 会 長 パブリックコメントなどを通して意見を聞く形となり、当事者抜きでの話し合いになってしまいますが、当事者である子どもたちに内容を周知することが大切だと考えます。 委 員 瑞穂市では、市内の3つの中学校や小学校を含めたコミュニティスクールを実施している。本田校区では、ハリヨの保護活動を実施している。学校と地域が連携しながら取り組む中で、地域で子どもたちを育てていっている。コロナ禍の中事業の実施の制約もあり、また、教員の働き方改革等、地域も考えながら進めていかなければならないと思います。 会 長 子どもたちの参画機会を保障しながら地域ぐるみで豊かな学びや子育てを保障しながらやられていますが、さらに発展的に進めていくためにもまちづくり基本条例に盛り込んでいければと思います。日本は、法治国家でもありますので法律に根本的な規定があり、それに基づいて取り組みを進めていくことが重要であると思います。 （事務局 瑞穂市で行われているコミュニティスクールについての説明） 会 長 地域ぐるみで子どもたちを豊かに育てていくという方向で地域住民の方や保護者の方たちが会合の中で様々な議論を重ね事業を推進されています。言い過ぎかもしれませんが、子どもは大人の附属物という扱いをされがちです。子どもを主体として捉え、見守り、育てていかなければならないと思います。子どもだから「何も言うな。」ではなく、大人と同様に子どもの意思を尊重し、意思を表明する権利を保障すること等を踏まえ、国際条約もできたと思います。自治体の憲法でもあるまちづくり基本条例でも条文の中に入れ込んでいければとの思いがあります。一方で、既に市民の参画という部分では、子どもは市民の中に含まれており、条例にも盛り込み済のため、何も触る必要がないという考え方もありますが、いかがでしょうか。 委 員 子どもにスポットをあてるという意味では、改めて条文として追加するほうが良いと思います。
--	--

	委 員 どこに付け加えても問題ないと思いますが、加える条項の性質により独立して行うか溶け込ませるのか変わってくると思います。どのように加えるかよりも中身を議論し、新たに条項を新設するのか等を考えたほうが良いと思います。 事務局 追加される項目については、条建て、項建てどちらでも構いません。条建てのメリットとしては、見出しがつくことにより子どもの参画、権利保障について分かりやすくなるのではないかと思います。 会 長 他市町の例を見てみますと「子どもの参画に限って」、「次世代の担い手育成」、「こどもの権利に基づいた参画保障」というような形で盛り込まれているパターンがあるのかと思われます。 委 員 子どもに権利を与えるだけではなく、市民、行政、議会は、子どもに参加しやすい環境を整備する文言を追加したほうがいいのではないかと思います。 委 員 他市町の例をみるとまちづくりという言葉が多い。まちづくりに参画するというような表現を入れてはどうでしょう。 委 員 関市の文言が簡単で分かりやすい。 委 員 見出しに着目して、子どもが前面に出てくるので見出しがあったほうがいい。 委 員 各自治体の条例を見てみると子どもの権利として定めている所と大人の義務として定めている所があると思います。北見市のように項でそれぞれの視点で分けてあるとわかりやすいのでは。まちづくり条例自体が細かい実務的なものを定めるものでなく、理念を定めるものであるため違和感はないと思います。 事務局 あえて子どもに関する章立てをつくるという方法もあります。 会 長 第3章の市民の権利及び義務や第7章の参画及び協働のどちらに組み込んでもおかしくはないかなと思います。皆さんの意見を総合すると、子どもの権利を謳ったうえで、まちづくりへの参画できる環境を大人の義務ではありませんが市の執行機関や議会などが義務を果たしていく内容を盛り込んでいくという方向性かと思います。 委 員 そもそも、子どもの定義はどうか。瑞穂市の表現は難しい。子どもたちにも分かりやすい文言を使ってあげてほしい。
--	--

	委 員 子どもファースト。子どもを中心に据え、みんなが周りで支える形をとってほしい。できたら、前文の改正もお願いしたい。
	会 長 どこまでを子どもとするのかという定義づけについては、定義づけするしないを含めて一度整理しておく必要があるかと思います。また、子どもと若者の違いについても整理が必要ではないかと思います。事務局の考え方はどうですか。
	事務局 既に参政権は、１８歳以上に引き下げられておりますが、民法上の中でも成年年齢が２０２２年４月１日から２０歳から１８歳へ引き下げられます。県内でも一番若い市であり、若者には、もっといろいろなことに参画してほしいと考えます。
	会 長 参政権を持つということでは、政治に参加できるという考え方からいうと、大人という考え方でいいということですが、その考え方からですと大学生は大人ということになります。
	委 員 瑞穂市は、朝日大学があり近隣市町にも大学があり、たくさんの大学生とかかわりがあるため、子どもと若者という視点があってもいいのではないかと。
	委 員 子ども、学生、若者とそれぞれ書いてはどうか。
	委 員 必ずしも条文の中に年齢を入れなければいけないわけではないと思います。解釈の中で読み取れると思います。どこかで年齢の線を引こうと思うと、選挙権の１８歳が区切りになると思います。飲酒、喫煙とは類が違うと思う。若者というとイメージ的には、参議院の立候補年齢の３０歳未満になるのかと思います。
	会 長 市としては、若者の参画を条文に追加したいというご意向はお持ちですか？
	事務局 例として若者を話題に出しましたが、あくまで子どもの表現をどうするかを中心に議論していただきたい。今回の改正は、子どもを目玉としたものとして考えております。
	委 員 市民との対比で子どもがあると思いますので、大学生は参政権を持っているので市民に入ると思います。
	会 長 まずは、子どもを中心に据えて考えるという方向でよろしいでしょうか。
	委 員 それでいいと思います。

	会 長 それでは、どのようにまとめていきましょうか。 事務局 本日いただいた意見を踏まえ、事務局として数案作成し、次回の会議で提示させていただき、ご意見をお聞かせいただければと思います。 会 長 最後に、本日の会議で決まった方向性だけ確認したいと思います。子どもの定義として、年齢を区切るとしたら１８歳未満とする。 また、子どもファーストを強調するために、項での改正ではなく、見出しがつくよう条として改正する。内容的にどのように表現したらよいのか難しいですがまずは、子どもが健やかに育つ権利を保障し、そして参画する環境を市民、行政、議会等が整えるという方向で素案を作っていただければと思います。 【その他】 事務局より第２回の委員会日程のお知らせ 閉会
事務局 （担当課）	瑞穂市 企画部 市民協働安全課 TEL ０５８－３２７－４１３０ FAX ０５８－３２７－７４１４ e-mail siminkyo@city.mizuho.lg.jp